

長岡版オープンイノベーション事業運営支援業務に関する説明書

令和元年5月

1 業務名

長岡版オープンイノベーション事業運営支援業務（以下「本業務」という）

2 目的

長岡版オープンイノベーション事業は、長岡市が抱える地域課題・行政課題について民間企業等から解決案を募集し、当該企業等と行政が協働で試作品の開発、製品・サービスの改良又は実証実験等を実施することにより、地域の特性や実情に適した課題解決策を導入し、市民生活の向上及び行政事務の効率化、ひいては長岡版イノベーションを推進することを目的とする。

本業務は、上記事業の運営を支援することにより、課題と民間企業等との効率的なマッチングや円滑な運営を図る。

3 業務内容

(1) 課題の選定及びRFP（提案依頼書）作成支援

- ア 長岡市が候補とする課題から、事業者からの応募が見込めるものを選定
- イ 事業者に伝わりやすいRFPの作成支援

(2) 事業者とのマッチング支援

- ア 課題解決につながる技術等をもつ事業者のピックアップ
- イ ピックアップした事業者と長岡市とのマッチング支援

(3) 実証実験中のサポート

必要に応じて、マッチングした事業者や市に対する助言を実施。

4 対象事業者等

- (1) 日本国内に本社又は支店機能等拠点を有する事業者であること。
- (2) 過去2年間の間に、類似する業務の実施実績または複数社のベンチャー企業が参加するイベント等の開催実績があり、ベンチャー企業をはじめとした事業者とのネットワークを有する者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) その役員に次のア又はイいずれかに該当するものがないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) この公告日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) この公告の日以降に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の

申立てがなされていない者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

5 委託契約期間

令和元年度 令和元年7月上旬（予定）から令和2年3月31日まで

6 委託費

4,000,000円（税込）以内とする。

（示した委託料の額は予算額であり、予定価格ではありません。）

7 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考。

8 提案書の作成

(1) 提案書作成上の基本的事項

説明書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

本プロポーザルは長岡版オープンイノベーション事業運営支援業務における取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容、成果品の一部の作成及び提出をするものではない。

具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ、当市と協議しながら行う。

(2) 提案書の項目

審査の対象となる下記事項について、資料を作成すること。

ア 会社概要

- ・社名
- ・本社及び市内、県内の支社、支店、営業所等の所在地
- ・資本金
- ・従業員数（本社及び支社、支店、営業所等別）
- ・業務内容

イ 過去2年間における類似業務および複数のベンチャー企業と関わるイベント等の開催実績（任意様式）

ウ 本業務の担当予定者の氏名

予定者が複数である場合は、主担当者を明示すること。

エ 本業務への取組体制

本業務への対応予定体制、当市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制を明示すること。

オ 本業務への取組方針や内容等

カ 会社のアピールポイント

キ 費用見積り

- ・事業費見積額の算出根拠として、具体的に内容と経費（千円単位）を明示すること。
- ・合計金額は消費税（10%）、交通費、その他事務経費等を含む、本業務を受託する上でかかる費用の総額とする。

(3) 提案書の書式

- ・A4判横書きとする。用紙の使用は、縦・横を問わないが、文字の大きさは10ポイント以上とすること。
- ・表紙の記述項目は、件名、日付、会社名、担当者名、住所、電話番号、ファクス番号、電子メールアドレスとする。

9 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) プロポーザル参加表明書

ア 提出方法 持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）、ファクス及び電子メールとする。

ただし、ファクス及び電子メールの場合は、着信を確認すること。

イ 提出先 長岡市地方創生推進部イノベーション推進課

住 所 〒940-0062

長岡市大手通2-6

フェニックス大手イースト 長岡市役所大手通庁舎7階

電 話 0258-39-2364

FAX 0258-39-2827

e-mail innovation@city.nagaoka.lg.jp

ウ 提出期限 令和元年6月5日（水曜日）午後5時必着

(2) 提案書

ア 提出方法 5部を持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）

イ 体 裁 片面印刷とし、左上1ヵ所をクリップ止めすること。

ウ 提出先 長岡市地方創生推進部イノベーション推進課（参加表明書提出先に同じ）

エ 提出期限 令和元年6月17日（月曜日）午後5時必着

オ ヒアリング 期日：令和元年6月19日（水曜日）

会場：まちなかキャンパス長岡 5階 交流ルーム

ヒアリングの参加者は2名までとし、プレゼンターは、選考された場合に当市を担当する者とする。ヒアリングの時間等は、プロポーザル参加表明書の提出により参加事業者が確定後、別途通知する。なお、ヒアリングの順は、参加事業者名称の五十音順とする。

ヒアリングに提案書のほか、PC（スクリーン）を利用した説明も認める。

10 本説明書の内容に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」(第3号様式)により行うものとし、ファクスまたは電子メール(着信を確認すること。)のいずれの方法でも可能とする。電話による質問は一切受け付けない。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファクス番号、電子メールアドレスを併記すること。

ア 質問の受付及び回答課 長岡市地方創生推進部イノベーション推進課

イ 質問の受付期間 参加表明書を提出した日から

令和元年6月7日(金曜日)午後3時まで

(2) 回答書の内容は、寄せられた全ての質問とそれに対する回答とし、令和元年6月11日(火曜日)までに参加表明書を提出した者全員に回答する。

11 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者でヒアリングに参加した者で、次の各要件に該当するものの中から、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に選考し、最優秀者を決定する。

(1) 提案書の記述が、要求要件を満たしていること。

(2) 見積金額が、予算額以内であること。

(3) プレゼンテーションが、規定時間内で完了していること。

12 選考結果通知

(1) 選考結果は、参加者全員に通知する。

(2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して3日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

13 その他留意事項

(1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出された提案書は、返却しない。

(3) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとする。

(4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。

(5) 提出された参加資格確認申請書は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。

担 当：長岡市地方創生推進部イノベーション推進課

住 所：〒940-0062

新潟県長岡市大手通2-6

フェニックス大手イースト長岡市役所大手通庁舎7階

電 話：0258-39-2364

F A X：0258-39-2827

e-mail：innovation@city.nagaoka.lg.jp